

外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金にかかるQ & A

<事業全般>

Q 1 補助基準額が30万円とあるが、1法人あたり・1施設あたりのどちらか。

A 1 1施設あたりの補助基準額となります。なお、申し込み多数の場合、申請額・施設数を制限する場合があります。

Q 2 法人本部が一括して外国人介護職員への取組をしているが、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。

A 2 外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等の対応をお願いします。

Q 3 技能実習生向けの取組は補助対象となるか。

A 3 取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。

Q 4 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

A 4 補助対象となります。ただし、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく必要があります。

Q 5 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人介護職員の入国が遅れたことにより、今年度中に雇用できなかった場合でも、今年度中に実施した取組は補助対象となるか。

A 5 外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備にかかる取組を実施した場合は、補助対象となります。

Q 6 外国人介護職員を受け入れるにあたっての監理団体等への手数料は、補助対象となるか。

A 6 補助対象となりません。

Q 7 それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要があるか。

A 7 申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費に該当するか明確に分ける必要があります。

なお、実績報告の際にはそれぞれの補助対象経費について領収書等の提出をお願いします。

Q 8 交付決定日より前に事前着手した場合（費用の支払や研修の受講等）補助対象となるか。

A 8 補助対象となりません。ただし、事前着手届を事前に提出していた場合は、事前着手届に記載した事業着手年月日から補助対象とすることが可能です。

Q 9 交付決定のあった日の属する年度の1月31日以降に支出した経費も補助対象となるか。

A 9 補助対象となりません。1月31日までに事業者の費用負担（支出）が終了することが補助金支給の条件になります。

<外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組関係>

Q 10 外国人介護職員の日本語学習について、zoom や skype を活用したオンラインによる学習も補助対象になるか。

A 10 補助対象となります。

Q 11 オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、タブレット端末の購入費用は補助対象になるか。

A 11 補助対象となります。

Q 12 事業者が支払った日本語能力試験（JLPT や NAT-TEST）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A 12 補助対象となります。

Q 13 日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるか。

A 13 補助対象となりません。

Q 14 外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。

A 14 交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外としますので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様とします。

Q 15 外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、職員旅行を行った場合の費用は補助対象となるか。

A 15 補助対象となりません。

Q 16 技能実習責任者講習の受講料は補助対象となるか。

A 16 補助対象となりません。

<外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係>

Q 17 事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。

A 17 介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。ただし、

介護職員研修受講促進支援事業費補助（研修受講料支援事業費補助）（補助率 1/3）との併給はできないことに留意してください。

Q 18 事業者が支払った認知症介護基礎研修の受講料や教材費は補助対象となるか。

A 18 補助対象となりません。認知症介護基礎研修の修了は制度上規定されているものであり、その受講料は外国人介護職員が介護福祉士資格の取得を目指すか否かに関わらず、発生する経費のためです。

Q 19 事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A 19 補助対象となりません。技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであり、その受験料は外国人介護職員が介護福祉士資格の取得を目指すか否かに関わらず、発生する経費のためです。

<外国人介護職員の生活支援関係>

Q 20 自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は補助対象となるか。

A 20 外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は補助対象となりません。

Q 21 補助対象経費に賃金等が含まれているが、外国人介護職員の人件費も対象になるのか。

A 21 補助対象となりません。施設の介護職員の人件費で補助対象となるのは、通常支払われる給料とは別に、外国人介護職員の生活面のサポート等（メンタルヘルスケア等）を行い、それに係る人件費等を職員に支払った場合に限りです。

Q 22 ホームシック対策として、インターネット回線を引いて母国と連絡を取れるようにしたいが、この場合は対象となるか。

A 22 インターネット回線は、事業目的である外国人介護職員とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援のために、新たに導入したものは、補助対象となります。

なお、上記以外の用途にインターネット回線を用いる場合は、明細書等から本事業の経費のみを明確に区分する必要があります。この場合、交付申請及び実績報告の際に、費用按分の考え方等を記載した資料を根拠資料として提出していただく必要があります。